

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
10	後期高齢者医療制度事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

島本町は、後期高齢者医療制度に関係する所掌の事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	なし
------	----

評価実施機関名

島本町長

公表日

令和6年9月25日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	後期高齢者医療制度事務
②事務の概要	高齢者の医療の確保に関する法律、その他の関係法令及びこれらの法律に基づく条例等に基づき、被保険者の資格管理、保険料の賦課・収納及び滞納の管理、申請書や届出書の受理を行う。
③システムの名称	広域連合電算処理システム、後期高齢者医療システム(MCWEL)、統合利用番号連携サーバ、中間サーバ
2. 特定個人情報ファイル名	
健康管理ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表の第85項、内閣府・総務省令第5号第46条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] ＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表の第85項、内閣府・総務省令第7号第43条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部 保険年金課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総合政策部政策企画課 大阪府三島郡島本町桜井二丁目1番1号 TEL:075-962-0372
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	健康福祉部保険年金課 大阪府三島郡島本町桜井二丁目1番1号 TEL:075-962-7462

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年9月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年9月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検 [○] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月19日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	健康福祉部 保険年金課	健康福祉部 保険課	事後	
令和1年6月19日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①所属長	保険年金課長 杉木 利徳	課長	事後	新様式への変更
令和1年6月19日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	総合政策部コミュニティ推進課 大阪府三島郡島本町桜井二丁目1番1号 075-962-0372	総合政策部コミュニティ推進課 大阪府三島郡島本町桜井二丁目1番1号 TEL:075-962-0372	事後	評価書への記載を統一するため
令和1年6月19日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	健康福祉部保険年金課 大阪府三島郡島本町桜井2-1-1 TEL:075-962-7462	健康福祉部保険課 大阪府三島郡島本町桜井2-1-1 TEL:075-962-7462	事後	
令和1年6月19日	IV リスク対策	—	新様式への変更に伴い、「IV リスク対策」について記載	事後	
令和2年10月30日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成27年7月1日 時点	令和2年10月1日 時点	事後	
令和2年10月30日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成27年7月1日 時点	令和2年10月1日 時点	事後	
令和2年10月30日	IVリスク対策3. 特定個人情報の使用 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	[十分である]	事後	
令和2年10月30日	IVリスク対策4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託	[○]委託しない	[]委託しない	事後	
令和2年10月30日	IVリスク対策4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	[十分である]	事後	
令和4年2月10日	I 関連情報 4情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二の第80、82及び83項、内閣府・総務省令第7号第43条	番号法第19条第8号 別表第二の第80、82及び83項、内閣府・総務省令第7号第43条	事後	
令和4年2月10日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和2年10月1日 時点	令和3年12月1日 時点	事後	
令和4年2月10日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和2年10月1日 時点	令和3年12月1日 時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年12月16日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	健康福祉部 保険課	健康福祉部 保険年金課	事後	
令和4年12月16日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	総合政策部コミュニティ推進課 大阪府三島郡島本町桜井2-1-1 TEL:075-962-0372	総合政策部政策企画課 大阪府三島郡島本町桜井二丁目1番1号 TEL:075-962-0372	事後	
令和4年12月16日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	健康福祉部保険課 大阪府三島郡島本町桜井2-1-1 TEL:075-962-7462	健康福祉部保険年金課 大阪府三島郡島本町桜井二丁目1番1号 TEL:075-962-7462	事後	
令和6年9月25日	I 関連情報 3. 個人番号の利用	番号法第9条第1項 別表第一の第59項、内閣府・総務省令第5号第46条	番号法第9条第1項 別表の第85項、内閣府・総務省令第5号第46条	事後	
令和6年9月25日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二の第80、82及び83項、内閣府・総務省令第7号第43条	番号法第19条第8号 別表の第85項、内閣府・総務省令第7号第43条	事後	
令和6年9月25日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和3年12月1日 時点	令和6年9月1日 時点	事後	
令和6年9月25日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和3年12月1日 時点	令和6年9月1日 時点	事後	